

函 福 監

令和 8 年 (2026 年) 7 月 3 0 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

○指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止について

(保健福祉部指導監査課)

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止について

株式会社ポラリスモアが設置している「ポラリスパス」について、本市が令和7年2月7日から同年2月12日まで実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号および第6号に該当する事実が認められたため、令和8年7月27日付けで次のとおり指定の一部の効力を停止する処分を行った。

1 処分の対象となる事業者名等

- (1) 事業者名 株式会社ポラリスモア
- (2) 代表者名 代表取締役 中村 圭吾
- (3) 事業所名 ポラリスパス
- (4) 事業所所在地 函館市大縄町3番3号
- (5) サービス種別 就労継続支援B型
- (6) 指定年月日 令和2年10月1日

2 指定の一部の効力の停止期間および内容

令和8年8月1日から令和9年1月31日までの6か月間、新規利用者の受入停止とする。

3 処分の理由および根拠法令

- (1) 運営基準違反（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号）
令和3年10月から令和7年2月までの間、個別支援計画を未作成のままサービスを提供した。
- (2) 不正請求（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第6号）
個別支援計画を未作成のままサービスを提供した期間に、個別支援計画未作成減算を適用しないまま、訓練等給付費を請求した。

4 処分に至る経過

令和7年 2月 7日 ～ 2月12日	監査の実施
令和8年 7月17日	行政手続法第13条の規定に基づき弁明の機会の付与を実施
7月27日	処分通知
8月 1日 ～令和9年1月31日	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止6か月）

5 不正請求額の返還等について

不正に請求して受領した訓練等給付費を返還させるほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。